

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年7月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700056号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700073号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年7月1日から平成20年11月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成18年7月は22万円から26万円、平成18年8月は22万円から24万円、平成18年9月は22万円から26万円、平成18年10月から平成19年6月までは22万円から28万円、平成19年7月及び同年8月は26万円から28万円、平成19年9月から平成20年8月までは26万円から32万円、平成20年9月及び同年10月は26万円から34万円とする。

平成18年7月から平成20年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月から平成20年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成18年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成18年7月1日から同年8月1日までは、26万円から28万円、平成18年8月1日から同年9月1日までは24万円から28万円、平成18年9月1日から同年10月1日までは26万円から28万円とする。

平成18年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月20日は28万2,000円、平成19年7月20日は26万7,000円、平成19年12月20日は30万8,000円、平成20年7月20日は26万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日及び平成20年7月20日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日及び平成20年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成19年12月20日は30万8,000円から31万4,000円、平成20年7月20日は26万2,000円から28万円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日及び平成20年7月20日の訂正後の標準賞与額(上述の

厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 11 月 21 日まで
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 7 月
④ 平成 19 年 12 月
⑤ 平成 20 年 7 月

請求期間①について、A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

請求期間②から⑤までについて、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の記録を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までは 22 万円、平成 19 年 7 月から平成 20 年 10 月までは 26 万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成 19 年 6 月から同年 8 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成 18 年 7 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 32 万円、平成 20 年 9 月及び同年 10 月は 34 万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成 18 年 7 月は 26 万円、平成 18 年 8 月は 24 万円、平成 18 年 9 月は 26 万円、平成 18 年 10 月から平成 19 年 4 月までは 28 万円、平成 19 年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月までは 32 万円、平成 20 年 4 月から同年 7 月までは 36 万円、平成 20 年 8 月は 38 万円、平成 20 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年7月は26万円、平成18年8月は24万円、平成18年9月は26万円、平成18年10月から平成19年8月までは28万円、平成19年9月から平成20年8月までは32万円、平成20年9月及び同年10月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月から平成20年10月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、平成18年7月1日から平成20年11月21日までの期間について、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年7月1日から平成20年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間①について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への記録の訂正を求めているところ、当該期間のうち、平成18年7月1日から同年10月1日までの期間について、日本年金機構C事務センターの回答及び給与明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、28万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の平成18年7月から同年9月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

ただし、平成18年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、A社から請求期間②は28万2,000円、請求期間③は26万7,000円、請求期間④は31万4,000円、請求期間⑤は28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は28万2,000円、請求期間③は26万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が当該賞与から控除され、請求期間④は30万8,000円、請求期間⑤は26万2,000円の標準賞与額に見

合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は28万2,000円、請求期間③は26万7,000円、請求期間④は30万8,000円、請求期間⑤は26万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、同僚のオンライン記録から請求期間②は平成18年12月20日、請求期間③は平成19年7月20日、請求期間④は平成19年12月20日、請求期間⑤は平成20年7月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④及び⑤について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額への記録の訂正を求めているところ、上述の賞与支払明細書により、請求者は、請求期間④は31万4,000円、請求期間⑤は28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間④は31万4,000円、請求期間⑤は28万円とすることが必要である。

ただし、請求期間④及び⑤の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700097号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700074号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成20年7月20日は14万円、平成20年12月10日は22万7,000円、平成21年4月30日は9万1,000円、平成21年7月20日は22万7,000円、平成21年12月10日は27万円、平成22年4月30日は17万円、平成22年7月20日は26万円、平成22年12月10日は30万円、平成23年4月30日は17万円、平成23年7月20日は28万円、平成23年12月10日は30万4,000円、平成24年4月30日は16万7,000円、平成24年12月10日は32万円、平成25年4月30日は17万円、平成25年7月20日は28万5,000円、平成25年12月10日は31万4,000円、平成26年4月30日は11万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成20年7月20日は14万円から15万円、平成20年12月10日は22万7,000円から25万円、平成21年4月30日は9万1,000円から10万円、平成21年7月20日は22万7,000円から25万円、平成23年12月10日は30万4,000円から31万円、平成24年4月30日は16万7,000円から17万円、平成25年12月10日は31万4,000円から32万円、平成26年4月30日は11万8,000円から12万円に訂正することが必要である。

平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要で

ある。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月
② 平成 20 年 12 月
③ 平成 21 年 4 月
④ 平成 21 年 7 月
⑤ 平成 21 年 12 月
⑥ 平成 22 年 4 月
⑦ 平成 22 年 7 月
⑧ 平成 22 年 12 月
⑨ 平成 23 年 4 月
⑩ 平成 23 年 7 月
⑪ 平成 23 年 12 月
⑫ 平成 24 年 4 月
⑬ 平成 24 年 12 月
⑭ 平成 25 年 4 月
⑮ 平成 25 年 7 月
⑯ 平成 25 年 12 月
⑰ 平成 26 年 4 月

勤務していたA社から賞与が支払われていたが、請求期間について、厚生年金保険の賞与の記録がないので、年金額に反映される記録及び事実に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの期間、請求期間⑪、⑫、⑯及び⑰について、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された支給明細書により、請求者は、請求期間①は 15 万円、請求期間②は 25 万円、請求期間③は 10 万円、請求期間④は 25 万円、請求期間⑪は 31 万円、請求期間⑫は 17 万円、請求期間⑯は 32 万円、請求期間⑰は 12 万円の賞与の支払を受け、請求期間①は 14 万円、請求期間②は 22 万 7,000 円、請求期間③は 9 万 1,000 円、請求期間④は 22 万 7,000 円、請求期間⑪は 30 万 4,000 円、請求期間⑫は 16 万 7,000 円、請求期間⑯は 31 万 4,000 円、請求期間⑰は 11 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの期間、請求期間⑪、⑫、⑯及び⑰に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳及び支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万円、請求期間②は22万7,000円、請求期間③は9万1,000円、請求期間④は22万7,000円、請求期間⑪は30万4,000円、請求期間⑫は16万7,000円、請求期間⑯は31万4,000円、請求期間⑰は11万8,000円とすることが必要である。

請求期間⑤から⑩までの期間及び請求期間⑬から⑮までの期間について、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間⑤は27万円、請求期間⑥は17万円、請求期間⑦は26万円、請求期間⑧は30万円、請求期間⑨は17万円、請求期間⑩は28万円、請求期間⑬は32万円、請求期間⑭は17万円、請求期間⑮は28万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、社会保険事務担当者の陳述及び請求者及び同僚の請求期間前後の賞与に係るオンライン記録から判断して、請求期間①は平成20年7月20日、請求期間②は平成20年12月10日、請求期間③は平成21年4月30日、請求期間④は平成21年7月20日、請求期間⑤は平成21年12月10日、請求期間⑥は平成22年4月30日、請求期間⑦は平成22年7月20日、請求期間⑧は平成22年12月10日、請求期間⑨は平成23年4月30日、請求期間⑩は平成23年7月20日、請求期間⑪は平成23年12月10日、請求期間⑫は平成24年4月30日、請求期間⑬は平成24年12月10日、請求期間⑭は平成25年4月30日、請求期間⑮は平成25年7月20日、請求期間⑯は平成25年12月10日、請求期間⑰は平成26年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑰までの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①から④までの期間、請求期間⑪、⑫、⑯及び⑰について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額への訂正を求めているところ、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間①は15万円、請求期間②は25万円、請求期間③は10万円、請求期間④は25万円、請求期間⑪は31万円、請求期間⑫は17万円、請求期間⑯は32万円、請求期間⑰は12万円の賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間①は15万円、請求期間②は25万円、請求期間③は10万円、請求期間④は25万円、請求期間⑪は31万円、請求期間⑫は17万円、請求期間⑯は32万円、請求期間⑰は12万円とすることが必要である。

ただし、請求期間①から④までの期間、請求期間⑪、⑫、⑯及び⑰の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700061号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700075号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年4月30日は6万円、平成17年7月20日は15万円、平成17年12月10日は17万6,000円、平成18年4月30日は9万8,000円、平成18年7月20日は22万5,000円、平成18年12月10日は23万8,000円、平成19年4月30日は14万3,000円、平成19年7月20日は23万8,000円、平成19年12月10日は26万1,000円、平成20年4月30日は15万8,000円、平成20年7月20日は23万3,000円、平成20年12月10日は27万3,000円、平成21年4月30日は16万4,000円、平成21年7月20日は24万6,000円、平成21年12月10日は30万円、平成22年4月30日は25万円、平成22年7月20日は28万円、平成22年12月10日は33万円、平成23年4月30日は25万円、平成23年7月20日は30万円、平成23年12月10日は33万3,000円、平成24年4月30日は26万5,000円、平成24年12月10日は35万円、平成25年4月30日は28万円、平成25年7月20日は30万5,000円、平成25年12月10日は34万3,000円、平成26年4月30日は22万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年4月30日、平成17年7月20日、平成17年12月10日、平成18年4月30日、平成18年7月20日、平成18年12月10日、平成19年4月30日、平成19年7月20日、平成19年12月10日、平成20年4月30日、平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年4月30日、平成17年7月20日、平成17年12月10日、平成18年4月30日、平成18年7月20日、平成18年12月10日、平成19年4月30日、平成19年7月20日、平成19年12月10日、平成20年4月30日、平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成21年12月10日、平成22年4月30日、平成22年7月20日、平成22年12月10日、平成23年4月30日、平成23年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成24年12月10日、平成25年4月30日、平成25年7月20日、平成25年12月10日及び平成26年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月20日は7万円、平成16年12月10日は16万円、平成17年12月10日は17万6,000円から18万円、平成18年4月30日は9万8,000円から10万円、平成18年7月20日は22万5,000円から23万円、平成18年12月10日は23万8,000円から25万円、平成19年4月30日は14万3,000円から15万円、平成19年7月20日は23万8,000円から25万円、平成19年12月10日は26万1,000円から28万円、平成20年4月30日は15万8,000円から17万円、平成20年7月20日は23万3,000円から25万円、平成20年12月10日は27万3,000円から30万円、平成21年4月30日は16万4,000円から18万円、平成21年7月20日は24万6,000円から27万円、平成23年12月10日は33万3,000円から34万円、平成24年4月30日は26万5,000円から27万円、平成25年12月10日は34万3,000円から35万円、平成26年4月30日は22万6,000円から23万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、平成16年12月10日、平成17年12月10日、平成18年4月30日、平成18年7月20日、平成18年12月10日、平成19年4月30日、平成19年7月20日、平成19年12月10日、平成20年4月30日、平成20年7月20日、平成20年12月10日、平成21年4月30日、平成21年7月20日、平成23年12月10日、平成24年4月30日、平成25年12月10日、平成26年4月30日の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年4月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年4月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年4月
⑩ 平成19年7月
⑪ 平成19年12月

- ⑫ 平成 20 年 4 月
- ⑬ 平成 20 年 7 月
- ⑭ 平成 20 年 12 月
- ⑮ 平成 21 年 4 月
- ⑯ 平成 21 年 7 月
- ⑰ 平成 21 年 12 月
- ⑱ 平成 22 年 4 月
- ⑲ 平成 22 年 7 月
- ⑳ 平成 22 年 12 月
- ㉑ 平成 23 年 4 月
- ㉒ 平成 23 年 7 月
- ㉓ 平成 23 年 12 月
- ㉔ 平成 24 年 4 月
- ㉕ 平成 24 年 12 月
- ㉖ 平成 25 年 4 月
- ㉗ 平成 25 年 7 月
- ㉘ 平成 25 年 12 月
- ㉙ 平成 26 年 4 月

勤務していたA社から賞与が支払われていたが、請求期間について、厚生年金保険の賞与の記録がないので、年金額に反映される記録及び事実に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③、④、請求期間⑰から㉒までの期間及び請求期間㉕から㉗までの期間について、A社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された支給明細書により、請求者は、請求期間③は6万円、請求期間④は15万円、請求期間⑰は30万円、請求期間⑱は25万円、請求期間⑲は28万円、請求期間⑳は33万円、請求期間㉑は25万円、請求期間㉒は30万円、請求期間㉕は35万円、請求期間㉖は28万円、請求期間㉗は30万5,000円の賞与の支払を受けそれぞれの賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑤から⑯までの期間、請求期間㉓、㉔、㉘及び㉙について、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間⑤は18万円、請求期間⑥は10万円、請求期間⑦は23万円、請求期間⑧は25万円、請求期間⑨は15万円、請求期間⑩は25万円、請求期間⑪は28万円、請求期間⑫は17万円、請求期間⑬は25万円、請求期間⑭は30万円、請求期間⑮は18万円、請求期間⑯は27万円、請求期間㉓は34万円、請求期間㉔は27万円、請求期間㉘は35万円、請求期間㉙は23万円の賞与の支払を受け、請求期間⑤は17万6,000円、請求期間⑥は9万8,000円、請求期間⑦は22万5,000円、請求期間⑧は23万8,000円、請求期間⑨は14万3,000円、請求期間⑩は23万8,000円、請求期間⑪は26万1,000円

円、請求期間⑫は 15 万 8,000 円、請求期間⑬は 23 万 3,000 円、請求期間⑭は 27 万 3,000 円、請求期間⑮は 16 万 4,000 円、請求期間⑯は 24 万 6,000 円、請求期間⑰は 33 万 3,000 円、請求期間⑱は 26 万 5,000 円、請求期間⑲は 34 万 3,000 円、請求期間⑳は 22 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤から⑯までの期間、請求期間⑳、㉑、㉒及び㉓に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳及び支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は 17 万 6,000 円、請求期間⑥は 9 万 8,000 円、請求期間⑦は 22 万 5,000 円、請求期間⑧は 23 万 8,000 円、請求期間⑨は 14 万 3,000 円、請求期間⑩は 23 万 8,000 円、請求期間⑪は 26 万 1,000 円、請求期間⑫は 15 万 8,000 円、請求期間⑬は 23 万 3,000 円、請求期間⑭は 27 万 3,000 円、請求期間⑮は 16 万 4,000 円、請求期間⑯は 24 万 6,000 円、請求期間⑰は 33 万 3,000 円、請求期間⑱は 26 万 5,000 円、請求期間⑲は 34 万 3,000 円、請求期間⑳は 22 万 6,000 円とすることが必要である。

また、請求期間③から㉓までの期間に係る賞与の支払年月日については、社会保険事務担当者の陳述及び請求者並びに同僚の請求期間前後の賞与に係るオンライン記録から判断して、請求期間③は平成 17 年 4 月 30 日、請求期間④は平成 17 年 7 月 20 日、請求期間⑤は平成 17 年 12 月 10 日、請求期間⑥は平成 18 年 4 月 30 日、請求期間⑦は平成 18 年 7 月 20 日、請求期間⑧は平成 18 年 12 月 10 日、請求期間⑨は平成 19 年 4 月 30 日、請求期間⑩は平成 19 年 7 月 20 日、請求期間⑪は平成 19 年 12 月 10 日、請求期間⑫は平成 20 年 4 月 30 日、請求期間⑬は平成 20 年 7 月 20 日、請求期間⑭は平成 20 年 12 月 10 日、請求期間⑮は平成 21 年 4 月 30 日、請求期間⑯は平成 21 年 7 月 20 日、請求期間⑰は平成 21 年 12 月 10 日、請求期間⑱は平成 22 年 4 月 30 日、請求期間⑲は平成 22 年 7 月 20 日、請求期間⑳は平成 22 年 12 月 10 日、請求期間㉑は平成 23 年 4 月 30 日、請求期間㉒は平成 23 年 7 月 20 日、請求期間㉓は平成 23 年 12 月 10 日、請求期間㉔は平成 24 年 4 月 30 日、請求期間㉕は平成 24 年 12 月 10 日、請求期間㉖は平成 25 年 4 月 30 日、請求期間㉗は平成 25 年 7 月 20 日、請求期間㉘は平成 25 年 12 月 10 日、請求期間㉙は平成 26 年 4 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る請求期間③から㉓までの期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 4 月 30 日、平成 17 年 7 月 20 日、平成 17 年 12 月 10 日、平成 18 年 4 月 30 日、平成 18 年 7 月 20 日、平成 18 年 12 月 10 日、平成 19 年 4 月 30 日、平成 19 年 7 月 20 日、平成 19 年 12

月 10 日、平成 20 年 4 月 30 日、平成 20 年 7 月 20 日、平成 20 年 12 月 10 日、平成 21 年 4 月 30 日、平成 21 年 7 月 20 日、平成 21 年 12 月 10 日、平成 22 年 4 月 30 日、平成 22 年 7 月 20 日、平成 22 年 12 月 10 日、平成 23 年 4 月 30 日、平成 23 年 7 月 20 日、平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年 4 月 30 日、平成 24 年 12 月 10 日、平成 25 年 4 月 30 日、平成 25 年 7 月 20 日、平成 25 年 12 月 10 日及び平成 26 年 4 月 30 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①及び②について、上述の賃金台帳により、請求者は、請求期間①は 7 万円、請求期間②は 16 万円の賞与の支払を受けているものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該賞与における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間①、②、請求期間⑤から⑯までの期間、請求期間⑲、⑳、㉓及び㉔について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準賞与額への訂正を求めているところ、上述の賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間①は 7 万円、請求期間②は 16 万円、請求期間⑤は 18 万円、請求期間⑥は 10 万円、請求期間⑦は 23 万円、請求期間⑧は 25 万円、請求期間⑨は 15 万円、請求期間⑩は 25 万円、請求期間⑪は 28 万円、請求期間⑫は 17 万円、請求期間⑬は 25 万円、請求期間⑭は 30 万円、請求期間⑮は 18 万円、請求期間⑯は 27 万円、請求期間⑲は 34 万円、請求期間⑳は 27 万円、請求期間㉓は 35 万円、請求期間㉔は 23 万円の賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①は 7 万円、請求期間②は 16 万円、請求期間⑤は 18 万円、請求期間⑥は 10 万円、請求期間⑦は 23 万円、請求期間⑧は 25 万円、請求期間⑨は 15 万円、請求期間⑩は 25 万円、請求期間⑪は 28 万円、請求期間⑫は 17 万円、請求期間⑬は 25 万円、請求期間⑭は 30 万円、請求期間⑮は 18 万円、請求期間⑯は 27 万円、請求期間⑲は 34 万円、請求期間⑳は 27 万円、請求期間㉓は 35 万円、請求期間㉔は 23 万円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②に係る賞与の支払年月日については、社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求期間①は平成 16 年 7 月 20 日、請求期間②は平成 16 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

ただし、請求期間①、②、請求期間⑤から⑯までの期間、請求期間⑲、⑳、㉓及び㉔の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。